
第Ⅲ章 まちづくり部門別方針

1. 土地利用に関する方針

■基本方針

本市は、行政区域1,927haのうち76%にあたる1,455haが市街化区域であり、その土地利用を概観すると、市域の東側に位置する低層住宅を主体とする住宅地、公営住宅団地や中高層の集合住宅を中心とした地区、国道58号と国道330号にはさまれた密集市街地、国道58号沿線牧港一帯の商業地、浦添西原線を中心とする商業・業務地、西海岸北側の埋立地に位置する工業地、西海岸南側埋立地の流通業務地などに分類される。市街化調整区域は、仲間、当山一帯の浦添大公園や浦添墓地公園等が位置する斜面緑地、港川一帯の斜面緑地及び牧港補給地区などに指定されている。

市街化区域では、昭和47年より土地区画整理事業が行われ（6地区が事業完了、2地区は施工中）、秩序ある市街地の整備が進められた。浦添ニュータウンや浦添グリーンハイツなど民間開発団地は本市の都市形成の特徴のひとつであり、低層の良好な住宅地が形成され、自治会活動も盛んであるが、建て詰まりや人口減少等の問題を抱えている。戦後形成された既成市街地では、土地区画整理区域を除いて、狭隘道路や行き止まり道路、建築物の老朽化などの問題を抱えている。また、市域を取り囲むように位置する斜面緑地や河川などの自然的環境や、琉球王統の歴史資産などは都市に潤いと安らぎを与える貴重な存在であり、その保全や活用を図る。

平成16年には国立劇場おきなわが整備され、また、那覇港湾における国際物流拠点や国際リゾートの形成という計画が位置づけられるなど、これらの新たな都市機能を効果的に都市づくりに位置づけていくことが求められている。

今後の土地利用の展開に向けては、都市形成の経緯や現状および将来の位置づけをふまえて、安らぎのある住宅地、利便性の高い中心市街地、活力を生み出す産業用地など、それぞれの都市機能が、歴史・文化資産や水・緑などの自然的環境と調和し、総合的にバランスのとれた都市空間の形成を目指すものとする。

また、牧港補給地区跡地利用や、那覇港湾計画に基づく公有水面埋立事業など、西海岸部の新市街地については、本県の海の玄関として、広域的な位置付けや人口密度構成のあり方を視野に入れた適正な土地利用を検討するとともに、沖縄都市モノレールの整備と連携して各拠点形成などを図り、東西を横断する本市の都市軸の強化を推進する。

（1）低層住宅地区

国道330号東側一帯の低層住宅を主体とした地区で、集落的環境が残る地区、住宅開発団地、土地区画整理事業予定地等に分類される。

集落的環境が残る地区及び住宅開発団地など低層住宅を中心とした地区においては、緑の保全・創出、周辺環境と調和したまちなみ景観の創出などにより、市街地の質の向上を推進する。

土地区画整理事業等の基盤整備予定地区においては、事業の推進を図るとともに、重要な環境要素であるクサティ森の保全に配慮する等、自然環境を活かした良好な住環境の形成を図る。

また、戦後開発が行われた住宅団地においては、世代交代が進行する一方で、建替え等が困難な事例がみられ、市街地の適正な更新に向けた方策の検討を行うとともに、コミュニティの維持と良好な住宅地の形成に努める。

（２）低中層調和型住宅地区

国道58号とパイプラインに囲まれた基盤整備済地区、パイプラインと国道330号に囲まれた地区などの第一種中高層住居専用地域を主体とした地区である。

戸建住宅とともに中層や高層の集合住宅も多く、人口集積も比較的高くなっていることから、良好な居住環境の保全、育成とともに、身近な生活利便施設等が立地したゆとりと潤いある住宅地の形成を図る。特に、大規模な集合住宅に関しては、周辺戸建住宅地の住環境との調和を図るとともに、良好なコミュニティの形成を図る。牧港補給地区については、跡地利用開発の促進を図るとともに、地区の高台を中心に、快適で潤いのある良好な住宅地を形成する。

（３）一般住宅地区（共生市街地）

主に屋富祖、城間、勢理客などで第一種住居地域が指定された、いわゆるスプロールにより形成された地区である。

商業、業務、工業、住宅の混在する地区であり、牧港補給地区跡地利用と連携した市街地整備や、用途地域の見直し等により、住宅地とその他の用途が調和した土地利用を図るとともに、隣接する河川などの自然環境の保全・活用等により、良好な住環境の形成を図る。

（４）中心商業・業務地区

国道58号、浦添西原線（屋富祖通り）及びサンパーク通りに囲まれたトライアングル地域は、牧港補給地区跡地利用と連携した土地利用を図るとともに、空き店舗対策や交通利便性の向上、バリアフリー等を促進し、歩行者を優先した快適で魅力ある中心商業・業務地の形成を図る。

国道58号沿線は、広域幹線道路の持つポテンシャルを活かした土地利用を図るため、広域的な商業・業務施設の立地を促進する。また、必要に応じて商業地の適正な更新を促進し、賑わいと活力のある魅力的な商業・業務地の形成を図る。

公有水面埋立事業が行われている都市機能用地については、浦添都市軸の延長線上と西海岸道路の交差点に位置しており、臨海部である立地特性を活かし、本市の新たな顔として良好な景観形成を図るとともに、賑わいのある商業・業務地を形成する。

パイプライン沿線は、商店のほか、郵便局、銀行、学校等多くの公共公益施設が立地している。今後も、商業・業務機能の立地を促進するとともに、商業活動と公共公益サービスの調和を図り、地域の生活に根差した地域密着型の商業・業務地を形成する。

（５）沿道商業・業務地区

国道330号、県道153号線、県道241号線の一部、沢岨石嶺線及び神森線の沿線については周辺地区サービス型の商業・業務地として既存の集積を維持するとともに、背後地の住宅地に配慮し、地域の商業・業務サービス機能及び住宅機能が調和した土地利用を図る。

（６）シンボルロード地区

本市を東西に走る浦添西原線および西海岸までの延長線上は、浦添都市軸として、沿線における商業・業務施設や文化・交流施設等の施設立地を促進するとともに、景観重要公共施設指定に向けた検討を行うなど、本市の「顔」に相応しい都市空間の創出を図る。

特に、（仮称）前田駅から浦添警察署までの区間においては、世界遺産登録を目指す浦添グスク周辺のバッファゾーンとして、景観地区等の指定に向けた検討を行い、本市の新たな顔として、歴史文化資源や緑地等と調和した土地利用を促進する。

（７）工業地区

港川及び牧港の臨海部については、本市の生産拠点としての役割を担っており、敷地内緑化の推進や緩衝緑地帯の確保などにより隣接する住宅地への環境に配慮しつつ、生産機能の充実を図る。

（８）流通業務地区

流通業などが集積する西洲商業団地は、特別用途地区が指定され、適正な土地利用の誘導が行われていることから、就業環境の向上を図るとともに、今後も流通業務地としての土地利用に努める。

（９）文化・産業交流地区

国道58号、西海岸道路に挟まれた勢理客及び小湾地区については、伝統文化を発信する国立劇場おきなわ等を中心とした結の街を創出し、文化、産業、業務及び居住空間が調和した土地利用の促進を図る。

（１０）行政・文化地区

市役所、市民会館、図書館、美術館などの公共施設が集積した地区であり、カルチャーパーク構想に基づき、生涯学習拠点として機能充実を図る。

（１１）産業振興地区

牧港補給地区跡地利用のうち、西海岸道路や地区内幹線道路沿線を含む跡地西側については、MICE*機能や宿泊機能を中心としたリゾートコンベンション産業、芸術文化やエンターテインメント等を活かした文化産業のほか、健康・医療産業、環境エネルギー産業、国際流通産業、情報サービス産業などが集積する産業振興地区の形成を図る。

また、同地区のうち、浦添都市軸から北側部分については、隣接するコースタルリゾート地区と一体的な土地利用により、産業振興に向けた相乗効果の発揮に努める。

（１２）コースタルリゾート地区

屋富祖、城間地先の自然海域においては、優れた環境資源である海をテーマとしたコースタルリ

* MICE…Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）、Convention/Conference（大会・学会・国際会議）、Exhibition（展示会）の略であり、会議、報奨旅行、イベントや展示会の総称。MICEに関する旅行は目的地への経済利益が大きく見込まれることから、近年注目されている分野である。

ゾート地区として、マリーナ、緑地の整備や宿泊機能の充実などにより国内外に通用する長期滞在型リゾート拠点を形成するとともに、市民が憩える海浜空間の形成を図る。

また、リゾートコンベンション産業や文化産業等の集積を図る産業振興地区北側部分と一体的な土地利用により、長期滞在型リゾート拠点を形成に向けた相乗効果の発揮に努める。

(13) 西海岸開発地区

西海岸開発地区については、浦添ふ頭の拡充や、西海岸道路、臨港道路等の整備、海上交通および陸上交通の結節機能の充実などにより、人、物、情報等多様な交流を促進する土地利用を図る。

(14) モノレール駅周辺土地利用検討地区

(仮称) 経塚駅、(仮称) 前田駅、(仮称) 浦西駅の3駅周辺においては、都市機能の充実等により、モノレール駅周辺の賑わいを創出する土地利用の検討を行う。

① (仮称) 経塚駅周辺地区

(仮称) 経塚駅周辺については、浦添南第一土地区画整理事業が事業中となっており、賑わいの創出や隣接する沖縄国際センターを活用した交流促進を図る土地利用を検討する。

② (仮称) 前田駅周辺地区

(仮称) 前田駅周辺においては、商業業務、行政、文化施設などが集積しており、本市の新たな玄関口として、浦添グスクなど歴史文化資源と調和に配慮しつつ、賑わいの創出と観光客・地域住民を含めた交流促進を図る土地利用を検討する。

③ (仮称) 浦西駅周辺地区

(仮称) 浦西駅の整備が想定される前田・西原地区においては、沖縄自動車道西原ICや整備が予定される新たなICを活用するとともに、隣接市町村や中北部都市圏、周辺大学と連携した、利便性の高い交通結節拠点の形成を図る。また、沖縄自動車道や幹線道路に隣接する立地条件を活用し、居住機能や業務機能、交流機能の導入を促進するとともに、災害復旧時の物資や医療等を充足させる防災機能の充実を図る。

(15) 緑地

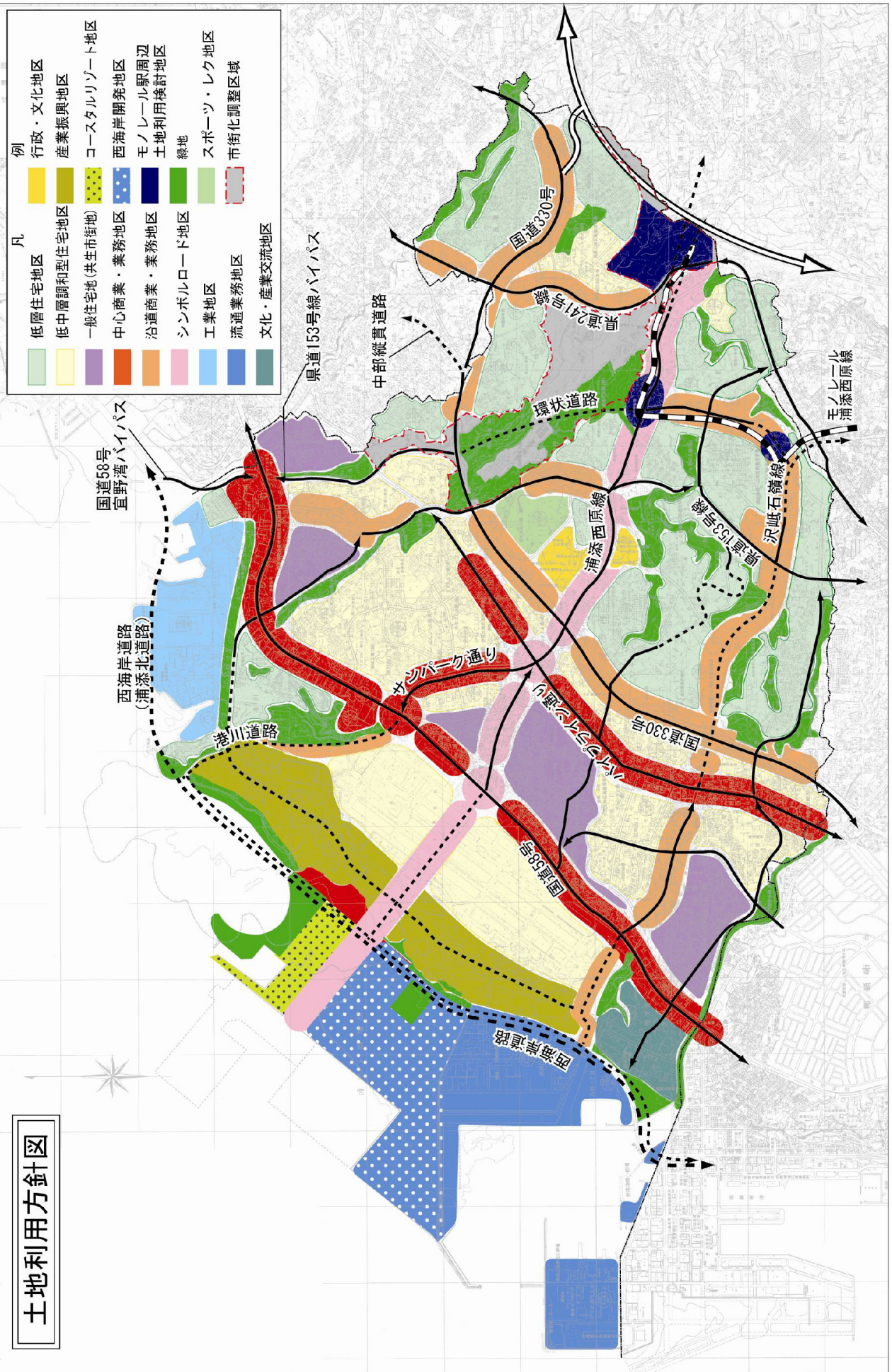
市域を庇護する丘陵部のクサティ森は保全・育成するとともに、河川や道路、公共施設及び墓地などの緑化を行い環状緑地帯の創出を図る。また、浦添グスク周辺の市街地に残る斜面緑地については、世界遺産登録に向けたバッファゾーンとして、保全・活用を図る。

そのほか、牧港補給地区跡地や西海岸開発地区においては、本市における豊かな自然海域環境を活用した市民の憩いの場の創出を図る。

(16) スポーツ・レク地区

浦添運動公園をスポーツ・レク地区と位置づけ、市民が気軽に運動やスポーツを楽しめる空間として機能充実を図る。

土地利用方針図



2. 市街地整備に関する方針

■基本方針

本市の人口は、昭和45年の4.2万人から平成22年には11万人と約2.5倍の増加となっており、この30年間で著しく都市化が進行してきた。昭和45年当時の既成市街地（人口集中地区）は国道58号東側の城間、屋富祖、宮城等であり、次第に港川、牧港など市の北側に拡大し、そして国道330号東側の仲間、当山、安波茶、西原まで市街地が広がっている。

現在の人口密度は、市全体で56人/ha、市街化区域は73人/haとなっているが、特に国道58号と330号の間に位置する地区では、城間101人/ha、屋富祖118人/ha、仲西130人/ha、宮城122人/haなど高密度の土地利用となっている（数値は平成18年都市計画基礎調査）。これらは昭和45年以前の既成市街地で、スプロールによって形成され道路基盤が不足し、建物の密集化、老朽化が進み市街地環境の質の低下を招いており、適切な土地利用を図るための環境改善が求められている。

一方、昭和47年から施行された伊祖地区をはじめとして、土地区画整理事業が6地区で実施され、2地区が事業中となっている。これらの地区は、一定水準以上の都市基盤が整備されており、緑の創出による潤いある都市環境の創出など、まちの質的向上についての検討が必要である。

このため、課題となる既成市街地における生活道路や公園整備など基本的な都市基盤の整備を進めるとともに、面整備済み地区における良好な環境の保全・創出、賑わいある商業地の創出、人・物・情報の交流拠点の形成、浦添都市軸の形成などを進め、それぞれの機能が相互にネットワークし、都市全体としての魅力を引き出していく市街地の整備を推進する。具体の整備を進める際には、市民や企業等と行政が一体となり、誇りのもてる地域づくりを展開していくことが期待される。

また、本市は県内でも比較的年齢の若い都市であるが、少子高齢化は進行しており、これまでの量的拡大に対応した市街地整備から、人口減少も見据えた市街地の質の向上への転換を図るとともに、誰もが住み良い都市、環境にやさしい都市の形成等を目指すものとする。

（1）集落的環境地区

仲間、当山、伊祖、前田、西原などにおける宅地割りや道路配置など旧集落の形態や要素を残す地区については、地区計画や建築協定等の活用を検討し、宅地の細分化の防止、集落のシンボリックな緑地空間の保全等に、良好な集落環境の保全・創出に努めるものとする。特に、仲間重点地区や当山地区などの伝統集落においては、景観まちづくりと市街地整備の連携により、特色のある集落環境の保全・創出を図る。

（2）開発団地地区

浦添ニュータウン、浦西団地、浦添グリーンハイツ、前田公務員宿舎など公営住宅団地や宅地開発により形成された地区については、地区計画や建築協定、緑地協定等の適用による緑化推進など、潤いのある環境の創出などに努める。

また、浦添ニュータウンなど開発団地においては、敷地規模と建ぺい率、容積率の関係により、増改築が困難な箇所が存在するため、当該地区のコミュニティの活性化と良好な住環境の確保に向けて、適正な市街地更新について検討を行う。

（３）基盤整備地区

伊祖地区、宮城仲西地区、城間伊祖地区、大宮地区、西原地区、北経塚地区の６地区については事業が完了し、浦添南第一地区及び第二地区が事業中である。２地区の事業推進を図るとともに、地区計画や建築協定、緑地協定等の活用努めて、緑豊かな潤いある環境の形成など、まちの質的向上を促進する。

（４）基盤改善地区

城間、屋富祖、勢理客、内間など昭和45年人口集中地区を中心とした地区は十分な基盤整備がなされないまま、市街地が拡大した地区であり、狭隘道路、老朽化した建築物などによって構成される密集市街地である。主要な生活道路や公園などの整備による防災性の確保や生活環境の向上に努めることが急務であり、当該地における土地利用や人口動向、道路、建物状況を詳細に把握した上で、牧港補給地区跡地利用計画と連携した整備に向けた検討を行う。

（５）基盤修復地区

港川や牧港などは、位置指定道路等により、ミニ開発が進み道路ネットワークが形成されていない地区である。主要な生活道路のネットワーク化による防災性の向上、未利用地をオープンスペースとして活用するなどにより、基盤の修復を図る。また、必要に応じて地区計画等の活用を図る。

（６）商業・業務地区

国道58号、国道330号、パイプラン、県道241号線など主要幹線道路沿いの商業・業務地区は都市の顔となる空間であり、必要に応じて市街地の更新を促進するとともに、良好な沿道景観形成や緑陰の確保など、魅力的な商業空間の形成を図る。

浦添都市軸については、シンボルロードとして良好な景観形成を図るとともに、個性的で活力ある商業空間の創出を図る。特に、屋富祖通りを中心とした地区については、周辺市街地の整備検討と併せて、道路拡幅や商業基盤の整備を図る。

（７）工業・流通業務地区

牧港、港川地区の工業地区は、本市の生産ゾーンとしての位置づけがなされており、隣接する住宅地への環境の影響を配慮した緩衝緑地の配置や、敷地内緑化の推進により周辺環境と調和した機能立地に努める。

また、西洲商業団地は、特別用途地区が指定されており、合理的な土地利用の誘導が行われていることから、今後も流通業務地としての土地利用の増進を図るとともに、緑地帯の確保や就業者の利便性の向上などにより良好な都市環境の確保に努める。

（８）コースタルリゾート地区

屋富祖、城間地先の自然海域においては、貴重な海域環境との調和に配慮しつつ、公有水面埋立事業を促進するとともに、マリーナや緑地等の整備促進を図る。

（9）西海岸開発地区

西海岸開発地区においては、貴重な海域環境との調和に配慮しつつ、公有水面埋立事業を促進するとともに、西海岸道路や臨港道路等の整備促進を図る。

（10）モノレール駅周辺整備検討地区

（仮称）経塚駅、（仮称）前田駅、（仮称）浦西駅の3駅周辺においては、賑わいの創出や都市機能の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した市街地整備の検討を行う。

①（仮称）経塚駅周辺地区

（仮称）経塚駅周辺については、浦添南第一土地区画整理事業の推進を図るとともに、交流広場や案内版の整備、道路美装化などを行い、賑わい創出、交流促進、市街地の質の向上などを図る市街地整備を検討する。

②（仮称）前田駅周辺地区

（仮称）前田駅周辺においては、商業業務、行政、文化施設などが集積しており、本市の新たな玄関口として、浦添グスクなど歴史文化資源に調和に配慮しつつ、交流広場や観光案内版の整備など、賑わい創出や交流促進を図る市街地整備の検討を行う。

③（仮称）浦西駅周辺地区

（仮称）浦西駅の整備が想定される前田・西原地区においては、利便性の高い交通結節拠点の形成に向けて、新たなICの整備を促進するとともに、隣接市町村や中北部都市圏、周辺大学と連携し、公共交通や自動車、自転車等を含めたスムーズな乗継ぎを実現する整備を図る。また、土地区画整理事業による都市基盤整備を推進するとともに、沖縄自動車道や幹線道路に隣接する立地条件を活用し、業務・商業施設や医療福祉施設の立地促進、交流機能の導入、災害復旧時の物資や医療等を充足させる防災拠点形成を図る。

（11）新市街地整備検討地区

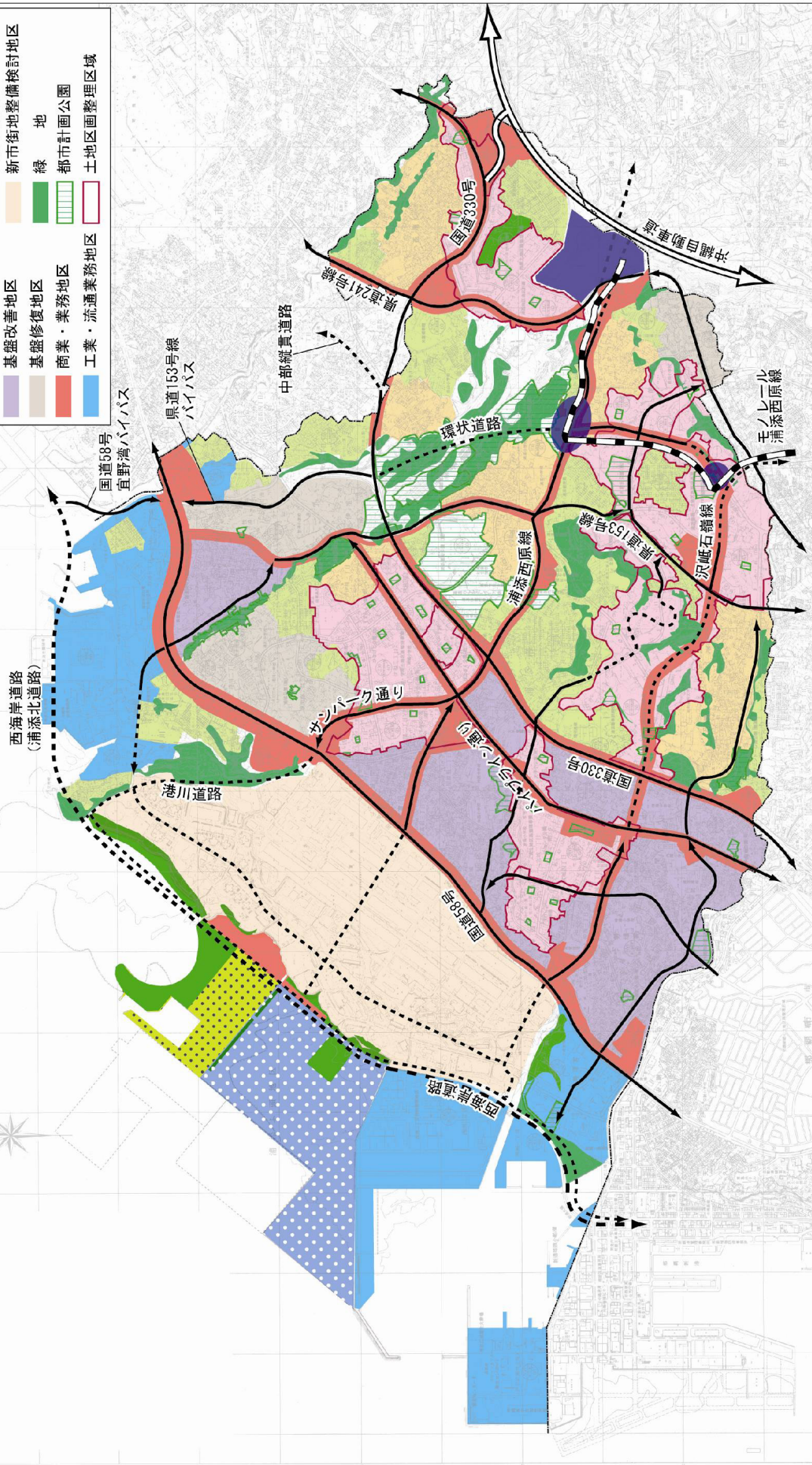
牧港補給地区跡地利用に関しては、基盤整備に向けた事業手法の検討を行う。

（12）市街化調整区域

市街化調整区域においては、浦添大公園やその周辺を囲むように位置する斜面緑地があり、本市の貴重な自然環境として維持保全を図る。

市街地整備方針図

- 凡 例
- | | |
|-----------|----------------|
| 集落的環境地区 | コースタルリゾート地区 |
| 開発団地地区 | 西海岸開発地区 |
| 基盤整備地区 | モノレール駅周辺整備検討地区 |
| 基盤改善地区 | 新市街地整備検討地区 |
| 基盤修復地区 | 緑 地 |
| 商業・業務地区 | 都市計画公園 |
| 工業・流通業務地区 | 土地区画整理区域 |



3. 道路交通に関する方針

平成23年10月に策定された浦添市交通基本計画に基づき各施策を展開するものとする。

■基本方針

本市の道路網は、中南部都市圏の主要な幹線道路である国道58号、国道330号など南北方向の広域幹線道路、これらを補完する浦添西原線、県道153号線及びバイパス、宜野湾南風原線を中心にして骨格道路網が形成されており、また、現在沖縄西海岸道路、臨港道路といった広域幹線道路の整備が進められている。これらの道路では、市内の発生交通だけでなく、隣接市町からの自動車交通流入も多く、交通渋滞が慢性化しており、また交通の質についても広域交通・物流交通・生活交通など多様化が進んでいるため、道路の機能分類を明確にし、交通体系の整序化を進めていくことが必要である。

また、公共交通として、沖縄都市モノレールの整備や、国道58号を中心とした基幹バス計画等をはじめとする新たな公共交通の導入に向けた取り組みが進められているところである。一方で、本県における自動車への依存度は高く、既存の公共交通の利用率が低下し、路線の廃止等により交通便利性の低下している地域が見られる。よって、今後到来する超高齢社会^{*}を視野に入れて、公共交通の体系的な整備や利用促進などにより、高齢者や障がい者を含む全ての市民にとって安全で利便性の高い交通体系を確保することが重要である。

さらに、本県の海の玄関である那覇港は、県民の生活・産業を支える重要な施設であり、平成8年には那覇港港湾区域が本市の港川地先まで拡大された。近年、経済的成長がみられる東アジアにおいて、本県は地理的・歴史的特性から、人、物、情報の結節点として役割と発展が期待されており、沖縄の経済自立に寄与する那覇港の整備、拡充が望まれている。このため、那覇港浦添ふ頭地区においては、国際航路ネットワークを有した港湾整備を進捗点としての整備を図る必要がある。

(1) 公共交通

誰もが移動しやすい交通環境の確立や、低炭素社会の実現、観光や地域間交流の促進に向けて、沖縄都市モノレールの整備促進や、バス交通の充実、将来的な鉄軌道導入に向けた取り組みなど、公共交通体系の整備を促進する。

①沖縄都市モノレール

現在進められている沖縄都市モノレール延長の事業促進を図るとともに、那覇市等周辺市町村における観光拠点とのアクセス性の向上、地域住民や来街者の交流促進を図る。また、駅周辺の市街地整備と連携し、市民と来街者の交流促進や、賑わいの創出を図るとともに、徒歩や自転車等とのスムーズな乗換が可能な歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

^{*} 高齢社会…高齢者（65歳以上）人口の比率が高い水準で安定した社会のこと。国連では、高齢者人口比率が7%以上で「高齢化社会」、14%以上で「高齢社会」と定義されており、さらに近年、同21%以上を「超高齢社会」と呼ぶ場合がある。

②バス交通

コミュニティバス*の導入を促進するとともに、既存バス網や、上記のモノレールを含めた交通ネットワークの確立を図る。また、国道58号等における基幹バスシステム導入、浦添都市軸におけるフィーダーバス等の導入に向けた取り組みを促進する。

③鉄軌道を含めた新たな公共交通

長期的には、中南部都市圏を縦断する国道58号、国道330号、パイプラインの軸線において、鉄軌道を含めた新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを促進する。

(2) 道路

① 中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

中南部都市圏の骨格を形成し、主要な都市圏を結ぶ高規格幹線道路（沖縄自動車道）、地域高規格道路（沖縄西海岸道路）、主要幹線道路（国道58号、国道330号、浦添西原線）などにより構成される道路ネットワークである。

この道路ネットワークにおいては、中南部都市圏の都市拠点や歴史文化拠点、観光拠点を連結するとともに、広域交通の円滑化を図る道路整備を促進する。

重点的に整備を 促進する道路	地域高規格道路	○西海岸道路（新設）
	主要幹線道路	○中部縦貫道路（新設）
		○浦添西原線（拡幅）
		○港川道路

② 浦添市内の拠点間の移動を円滑に支える道路ネットワーク

市内の拠点間を結ぶとともに、主要幹線道路に流入する交通を円滑に処理する幹線道路（パイプライン線、県道153号線、臨港道路等）と、主要幹線道路と幹線道路で囲まれた地区からの発生交通を円滑に処理する補助幹線道路で構成される道路ネットワークである。

この道路ネットワークにおいては、地域内交通を円滑に処理し、主要施設へのアクセス向上に資する道路整備や交差点改良等を促進する。

重点的に整備を 促進する道路	幹線道路	○沢岨石嶺線	○宮城大平線
		○牧港線	○大宮線
		○国際センター線延伸	
		○前田線	
		○パイプライン通り（拡幅）	
	補助幹線道路	○港川伊祖線	
		○安波茶線	等々

* コミュニティバス…主に行政機関が路線の計画や運営の主体となり、交通不便地域の解消や地域のモビリティの向上に役立つバス輸送システムのこと

【参考】道路ネットワークと主な機能

道路	主な機能	本市における道路
高規格幹線道路	・自動車専用道路 ・都市圏の骨格を形成し、圏域間、都市圏内の主要な拠点を結ぶ	沖縄自動車道
地域高規格道路	・都市圏の骨格を形成し、圏域間、都市圏内の主要な拠点を結ぶ	西海岸道路
主要幹線道路	・都市圏の骨格を形成し、圏域間、都市圏内の主要な拠点を結ぶ ・高規格幹線道路への流入する交通を円滑処理	国道 58 号 国道 330 号 浦添西原線
幹線道路	・主要幹線道路へ流入する交通を円滑処理 ・アクセス機能（沿道主要施設への出入り） ・市内の拠点間を結ぶ	パイプライン線 県道 153 号線 臨港道路 等
補助幹線道路	・主要幹線道路および幹線道路に囲まれた地区内の交通を円滑処理 ・沿道にある施設や住宅などに関連する道路	学園通り線 港川伊祖線 等

注）浦添市交通基本計画、都市交通マスタープランに基づき整理

③安心安全で快適に移動ができる歩行者・自転車ネットワーク

安全で快適な歩行者空間の創出のため、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路には歩道の整備を促進するとともに、日差しの強い沖縄の太陽の下、快適な歩行空間を形成するため街路樹の整備をあわせて行う。また、身障者や高齢者等に配慮し、歩道と道路の段差の小さい、ユニバーサルデザインに配慮した整備を図る。

旧集落内や市街地内を網羅する細街路（スージ小）については、幹線道路とのアクセス強化を促し、地域の特性を活かした整備を図ることにより道路としてだけでなく散策路としての空間を創出する。

主要幹線、幹線、補助幹線等の幹線道路や河川沿いの緑道を利用し、浦添市を回遊できる「花と緑と水を配したまちづくり計画」に基づいた「歩いて楽しいまちづくり」を目指し、その先導プロジェクトとして「組踊りの道の創出」や浦添城跡等の歴史的エリアや臨海部における散策路、主要河川沿いや臨海部における自転車道の整備などにより、歩行者・自転車ネットワークの充実を検討する。

④景観重要公共施設指定など景観形成と連携した道路整備

浦添西原線、西海岸道路および臨港道路浦添線については、管理者と協議の上、景観重要公共施設としての指定を目指し、沿道等を含め良好な道路空間と沿道景観の形成に努める。

浦添西原線に関しては、本市のシンボルロードとして道路拡幅や無電柱化、ポケットパーク等の整備を促進し、良好な沿道景観の形成とともに、一体性のある道路空間を確保する。

浦添北道路については、大規模な橋梁部が発生することから海への眺望の確保と周辺海浜景観に配慮した整備に努める。臨港道路浦添線に関しては、本市の幹線道路として相応しい道路整備や無電柱化等の整備を促進する

そのほか、県道153号線については、浦添グスクなど歴史文化資源を有機的に結ぶ歴史街道の形成や観光ルートの形成を促進する。

⑤防災まちづくりと連携した道路整備

主要幹線道路については、防災上の観点から、沿道建築物の耐火性・耐震性の向上とともに、広域的緊急輸送路と連携した道路防災空間の確保を図る。

また、歩行者ネットワークの形成とともに、災害時の避難経路の確保を図る。

(3) 交通結節点

本市の都市軸上や、国道58号などの広域幹線道路沿線において、公共交通の相互乗り入れや、公共交通と自動車、徒歩、自転車とのスムーズな乗り継ぎを行う交通結節点の形成を図る。

また、景観形成等との連携により、周辺環境の特性を活かした、本市の発展に資する魅力ある交通結節点を形成するとともに、防災用施設等の整備など防災機能の充実も図る。

交通結節点の機能	総合交通結節点	都市交通結節点	複合交流交通結節点	広域交通結節点	都市軸交通結節点	その他バス停
機能 1. 交通結節機能						
1-1. 公共交通相互	◎	◎	◎	◎	◎	
1-2. 自動車と公共交通	◎		◎	◎	○	
1-3. 自転車と公共交通	◎	◎	◎	◎	○	
1-4. 徒歩と公共交通	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1-5. 海上交通と公共交通			◎			
機能 2. 市街地拠点機能	◎	◎	◎	○		
機能 3. 交流機能	◎	◎	◎	○	○	○
機能 4. 景観機能	◎	◎	◎	◎	○	○
機能 5. サービス機能	◎	○	◎	◎	○	○
機能 6. 防災機能	◎	◎	◎	◎	○	○

【凡例】◎：該当する機能を重視する ○：該当する機能を有する

■交通結節機能（浦添市交通基本計画より抜粋）

(4) その他道路交通に関する施策

- ①環境負荷が小さく持続可能な社会の実現等の都市構造を誘導する交通施策の推進
- ②公共交通の利用促進につながる、公共交通システムの機能向上施策や公共交通に対する利用者意識の啓発施策の推進
- ③国内外の観光客をはじめとする、誰もがわかりやすい交通情報の提供や、観光資源に関連した交通体系の拡充を推進
- ④交通事故削減に向けて、生活空間の交通環境や、歩行者・自転車の利用環境の改善に関する施策の推進
- ⑤高齢者や障がい者の自立した生活を支える、生活交通の支援に関する施策の推進

(5) 港湾

那覇港浦添ふ頭においては、人、物、情報等の多様な交流の活発化に向けて、中南部都市圏の交通円滑化や主要拠点を接続する西海岸道路、臨港道路などの整備を促進するとともに、陸上交通と海上交通のスムーズな乗継を行う総合交流交通結節点の形成を図る。

また、大型クルーズ船バースなどの整備により国内外の航路ネットワークの強化に努める。

凡例

計画・構想路線	既存
高規格幹線道路	——
地域高規格道路	——
主要幹線道路	——
幹線道路	——
補助幹線道路	——
拡幅予定等	——

鉄道 (モノレール)

- 鉄動道を含む新たな公共交通システム
- 基幹バスシステム等 (BRT、LRT)
- 総合交通結節点
- 都市交通結節点
- 複合交流交通結節点
- 広域交通結節点
- 都市副交通結節点

道路交通方針図

西海岸道路 (浦添北道路)

環状道路

国道330号

国道153号線

浦添西原線

サンパーク通り

港川道路

国道38号

西海岸道路

モノレール

総合交通拠点 (仮称) 浦西駅周辺

沖田駅前

沢田石崎線

50

4. 下水道・河川に関する方針

(1) 下水道

下水道は、家庭からの排水や工場排水の処理、市街地における浸水の防除など快適な生活環境を確保するとともに、公共用水域を保全するなど、根幹的な都市施設として重要な役割を担っている。

本市においては、昭和46年より公共下水道事業に着手し、市街化の進展とともに事業区域を拡大し、下水道認可区域のうち約85%が整備済み（平成23年度末）となっている。今後も清潔で快適な都市環境を形成するため、未整備区域や、土地区画整理地区、跡地利用等新たな市街地における整備を推進し、汚水処理人口普及率の向上や、市街地における浸水の解消などに努める。

さらに、整備後の経年により老朽化が進行している施設に関しては、下水道施設長寿命化計画に基づき、これまでの事後的な修繕から予防保全的な維持管理への転換を図るなどアセットマネジメント*を行い、施設の長寿命化を推進する。

(2) 河川

本市には、小湾川、牧港川、安謝川、宇地泊川の4本の2級河川があり、それぞれ西海岸域に流れている。これらの河川は、市街地の拡大や緑地減少の影響から、台風時や豪雨時に雨水の集中流入を招き、河川の増水による被害をもたらしてきた。このような状況のなかで、平成9年の河川法改正により、河川整備方針・河川整備計画の策定が位置付けられ、安謝川水系河川整備計画（平成22年4月）、小湾川水系河川整備方針（平成23年3月）が策定されており、これらに基づき計画的な改修を促進し、治水・利水機能の向上を図る。

また、河川は潤いと安らぎをもたらす空間であることから、2級河川の管理者である沖縄県との連携や、地域住民との合意形成を図るとともに、十分な安全性を確保した上で、児童生徒の環境学習の場や、河川沿いの自転車道やウォーキングロードとしての活用など親水性に配慮した、アメニティ空間としての整備を促進する。

また、ワークショップによる参画や、河川愛護活動と連携した適正な維持管理を図るなど、地域住民、NPO等との協働の河川づくりを推進する。

*アセットマネジメント…資産管理（Asset Management）の方法。例えば、道路管理においては、橋梁、トンネル、舗装等を道路資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。

5. 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針

平成12年に策定されたティーダヌファみどり計画に基づき、基本方針を設定する。

■基本方針

本市の緑の骨格となる緑地の形成に関しては、歴史・文化を育み、人々の生活を優しく囲み込むクサティ森を保全・育成するとともに、クサティ森と公園、河川、学校等の主要な公共施設や、海岸線の緑化を図り、緑の両翼軸となる環状緑地帯を形成する。

また、レクリエーション活動のみならず、災害時における避難地など防災的機能をもつ公園については、地域住民の身近な憩い空間としての街区公園、広域的な都市住民のスポーツ・レクリエーション活動の利用に資する運動公園等、様々なニーズに対応した公園を適正に配置するとともに、地域に親しまれる樹種の選定など、魅力ある公園づくりも進めていくものとする。

（１）緑の両翼軸の形成

①クサティ森の保全・育成

浦添大公園から前田、沢岬にかけて広がるクサティ森（緑地帯）については、地域制緑地の指定や、都市緑地としての整備などによる保全を検討し、連続性のある豊かな森を形成するため森の育成に努める。

②河川の緑化・親水化

丘陵部の緑地と海岸（水辺空間）を結ぶ緑の両翼軸に位置する安謝川、小湾川、牧港川については、河川沿いの緑化を図るとともに、公共下水道整備による水質の向上を図る。また、安全性を十分に検討した上で、水と触れあえる親水性の確保、緑地、水辺空間を確保する河川改修を行う。

また、シリンカーについては、多様な生物の生息地として保全を図るとともに、環境学習の場としての活用を検討する。

③海浜を活用した緑地・レクリエーション空間の整備

牧港補給地区跡地北側においては、海浜に親しめるレクリエーション空間の形成を図るとともに、カーミージー、空寿崎周辺においては、豊かな海浜環境を活用した環境学習の場の形成を促進する。

④ウラオソイ廻廊の形成

琉球王統発祥の地とされる本市には、浦添グスクなどの貴重な歴史資産が存在しており、これら歴史・文化そして水とみどりがネットワークし、人々がふれあうことのできる空間の整備に努め、「ウラオソイ廻廊プラン」の形成を図る。

（２）市街地における緑の確保

①都市基幹公園*の整備促進と適正な維持管理

広域都市住民のスポーツ・レクリエーション活動及び歴史・文化活動の拠点となる浦添大公園や浦添カルチャーパーク、浦添運動公園の整備を促進する。公園整備にあたっては、高齢者や児童、障がい者等も安心して利用できるユニバーサルデザインを導入した施設整備の促進とともに、公園内の緑地や施設については、安全性の向上など適正な維持管理を促進する。

また、浦添運動公園を中心として、プロ野球のキャンプ地や市民のスポーツ活動など、利用促進を図るとともに、生涯学習拠点の形成を推進する。

②住区基幹公園*の適切な配置と維持管理

本市の住区基幹公園の整備状況は、地区公園1ヶ所（計画決定1ヶ所）、近隣公園4ヶ所（供用開始3ヶ所、計画決定1ヶ所）、街区公園75ヶ所（供用開始75ヶ所）、都市緑地4ヶ所（供用開始2ヶ所、計画決定2ヶ所）である。

住区基幹公園は、地域住民にとって身近な憩いと安らぎの場、レクリエーションの場、災害時の避難場所などの多様な機能がある一方で、不適切な利用がなされるなど、公園に隣接する住民にとって、迷惑施設となりうる場合も想定される。よって、遊具等の安全性確保など公園の適正な維持管理と適切な利活用を促進するとともに、新たな住区基幹公園については、公園づくりワークショップなどを通して、地域住民と十分な合意形成を図りながら、適正な配置を検討する。

また、牧港補給地区については、新たに形成される市街地であることから、地域の人口計画及び既存緑地に配慮し、適正な公園配置を検討する。

③快適な道路空間の形成

街路樹の剪定や道路空間の定期的な清掃など道路空間の維持管理に努めるとともに、地域に親しまれる樹種の選定や、緑道、ポケットパークの整備、無電柱化等を促進し、快適な道路空間の形成を図る。

④敷地内緑化の推進

市街地内の潤いを創出するため、公園・学校等の主要な公共施設の緑化を推進する。また、住宅等の民間施設に関しては、景観形成等と連携して、敷地内緑化や、屋上緑化、壁面緑化等の推進を図る。

⑤市街地の貴重な緑地として農地の活用

市内に点在する農地については、市街地の貴重な緑地としての機能も勘案し、関係者、関係部署との連携を図りつつ、市民農園等への利活用を促進する。

*都市基幹公園…都市公園の種類のひとつ。都市公園法にいう都市公園には、①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの）、②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園等）があり、特に、②のうち、総合公園、運動公園を都市基幹公園という。

*住区基幹公園…都市公園の種類のひとつ。②のうち、街区公園・近隣公園・地区公園を住区基幹公園という。

（３）市街地における健全な水循環の確保

市街地において健全な水循環の確保や都市水害対策を図るため、貯留浸透・涵養機能の増進が重要であり、このため市街地周辺部等における地下水涵養機能の保全や市街地における雨水貯留浸透機能の確保、雨水や下水処理水の再生水としての利用等を促進する。

（４）協働によるみどりのまちづくりの推進

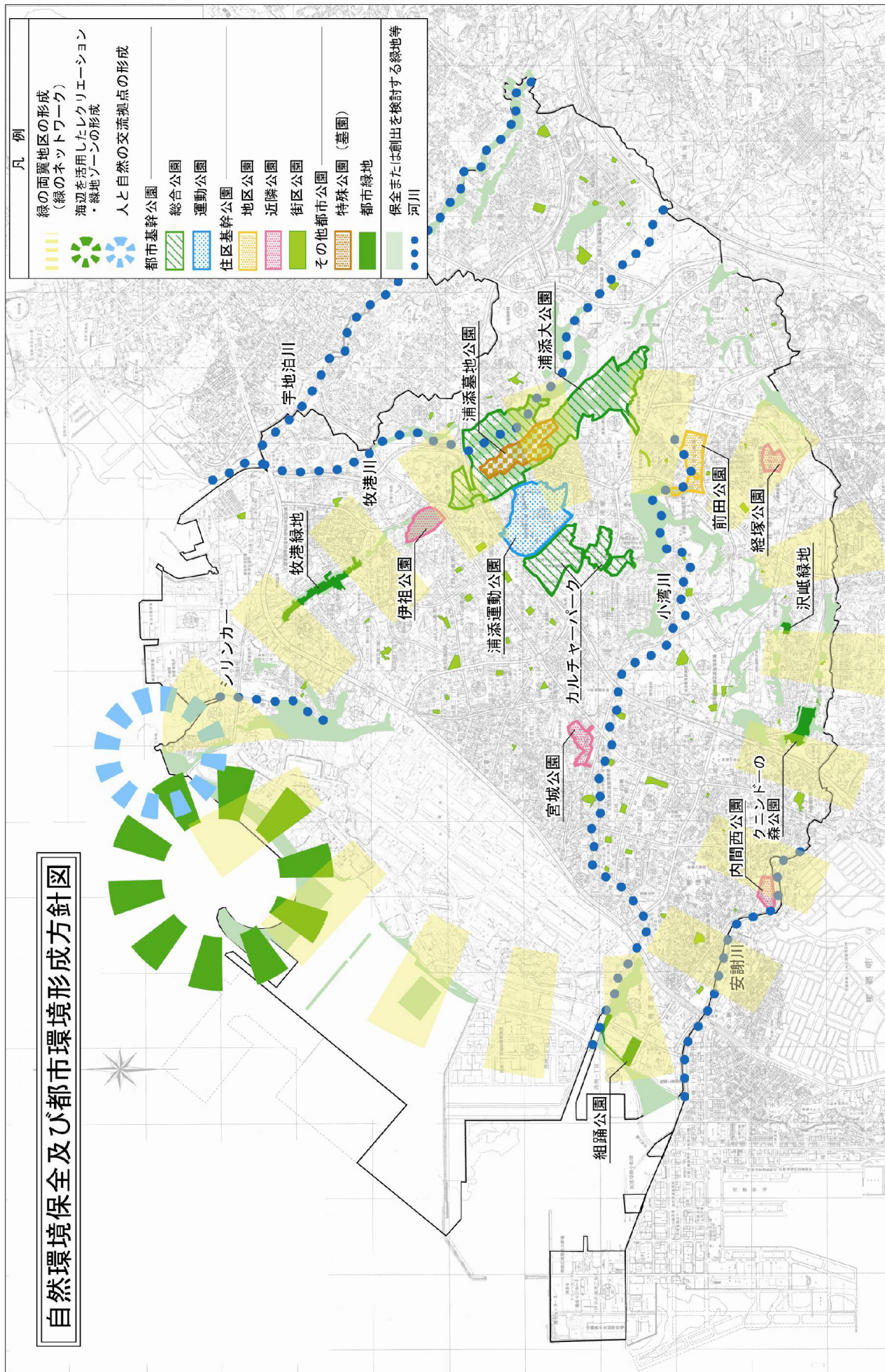
公園づくりに関するワークショップの開催や、道路愛護会、公園愛護会、美らまちサポーターによる維持管理体制の充実を進め、市民、NPOなど多様な主体が参加し、協働による緑のまちづくりを推進する。

また、緑化活動に関する情報提供や支援を充実させるとともに、緑のまちづくりに関する環境教育や普及啓発に努める。

（５）墓地の緑化と適正な維持管理促進

民間墓地開発については、墓地基本計画に基づき、緑化と適正な維持管理を促進する。

自然環境保全及び都市環境形成方針図



6. 景観形成に関する方針

平成20年3月に策定された浦添市景観まちづくり計画に基づき、景観形成に関する方針を定める。

■基本方針

本市には、琉球王統発祥の地として、浦添グスクなど歴史・文化的景観や、河川、海浜、緑地、浦添断層崖などの地形により形づくられる自然景観、道路景観、市街地の景観などの景観資源がある。

浦添市景観まちづくり計画においては、これら本市の景観特性を踏まえ「てだこ市民によるウラオソイ風景づくり」が理念として位置付けされており、同計画に基づき浦添らしい景観形成を図る。

（１）協働の景観まちづくり

景観形成においては、市民や地域住民、事業者、行政がそれぞれの責務や役割を認識するとともに、3者の連携が重要であり、協働の景観まちづくりを推進する。

（２）骨格別景観形成方針

①緑の両翼地区

空寿崎からシリンカー周辺の緑地を経て、浦添断層崖や、経塚、沢岬の緑地につながる、本市を取り囲むように形成された緑地帯を含む地区である。

【方針-1】浦添を抱く緑の骨格を、本市のランドマークとして保全・再生する

【方針-2】100年後の財産となる在来の森を保全・再生する

- ・ シンボルであるワカリジー（為朝岩）を保全するとともに、地区内での開発は最小限にとどめることにより、緑の両翼地区の地形を守る
- ・ 建造物の配置や高さ、屋根形状等に配慮することにより景観を阻害しないようにするとともに、緑の稜線（スカイライン）を守る
- ・ 緑の両翼への視点場を確保するよう努める
- ・ 地区内の敷地においては、各自が緑化に努めるとともに、協働で維持管理を行う

②水と緑の大循環地区

本市を流れる安謝川、牧港川、小湾川の3河川とその沿川の緑地、およびカーミージーなど海域をつなぐ水と緑のネットワーク地区である。

【方針-1】海岸・河川・湧水・緑地をつなげて、水緑の大循環をつくる

【方針-2】海浜の生き物が豊かな潮の薫る里浜の景観を活かす

- ・ 本市のシンボルであるカーミージーをはじめ、水際や海域の生物と生息環境をできるだけ保全するとともに、地域の財産である自然海浜を活かす
- ・ 港湾区域では、良好な視点場を活用し、楽しめるウォーターフロントとする
- ・ 親水性やせせらぎ等に配慮し、ふれあえる河川環境を回復する
- ・ 地区内の敷地においては、各自が緑化に努めるとともに、協働による維持管理を行う

③歴史文化のよりどころ地区

浦添グスクや伊祖グスク、仲間集落、尚寧王の道等、本市の歴史文化資源で構成される地区である。

【方針-1】市民の歴史文化のよりどころ浦添グスク・伊祖グスクが主役となる景観形成を推進する

【方針-2】浦添グスクと密接なつながりを持つ首里城等を結ぶ歴史の道軸を形成する

- ・ 浦添グスク、伊祖グスクの修復・復元・整備に努める
- ・ 建造物の高さ、規模形態、素材、色彩等に配慮し、グスク周辺地区の佇まいにふさわしい景観形成に努める
- ・ 沿道における素材やサインなどを工夫し、首里城などを結ぶ歴史の道の連続性に配慮した景観形成に努める
- ・ グスクや伝統集落、歴史の道など歴史文化との交流、ふれあいを促す

④都市を貫く軸線地区

国道58号、国道330号、西海岸道路、浦添西原線、パイプラインなど本市の軸線となる道路の沿線地区である。

【方針-1】南北の個性ある大動脈と、ゲートを感じさせる沿道景観を形成する（国道58号、国道330号、沖縄西海岸道路、西原IC、新たなIC、モノレール駅周辺等）

【方針-2】沿道の生活文化を活かした個性ある通り景観を形成する（パイプライン、浦添西原線、県道153号線、沢岬石嶺線）

- ・ 自然の地形や、都市基盤（トンネル、橋梁、IC等）を景観要素として活用し、ゲート性を演出する
- ・ 幹線沿道建造物は壁面後退部の緑化に努めるとともに、色彩等に配慮し、ゆとりと品格ある沿道景観を形成する
- ・ 安全性や美観に配慮するとともに、乱雑なイメージとならないよう、節度ある広告、サインの定着に努める
- ・ 通りの起伏を活用するとともに、統一感のある街路樹の確保や、ポケットパーク等との一体性を工夫することにより、歩いて楽しい通りの景観形成に努める

（3）類型別景観形成方針

①伝統集落地区

仲間、当山、伊祖、沢岬、前田など伝統的な集落形態を残す地区である。

【方針-1】伝統集落を抱護するクサティ森と大切な地域資源を保全・回復する

【方針-2】伝統的まちなみ景観を保全・回復する

【方針-3】伝統集落を感じさせる通りや広場の景観を保全・回復する

- ・ クサティ森の保全と、協働による緑化、維持管理に努める
- ・ 御嶽、樋川、老木、共有広場等の地域資源の保全・回復・維持管理により、伝統集落の空間構成要素を守る
- ・ 屋根形状や素材、緑化等を工夫し、伝統的な地区を意識した宅地の景観づくりに努める

②住宅市街地地区

安波茶や牧港、港川、仲西、勢理客など住宅地で構成される地区である。

【方針-1】住宅市街地の暮らしに密着した地域資源を保全・修復する

【方針-2】住宅市街地の落ち着いたまちなみ景観を形成する

【方針-3】住宅市街地のうるおいある通り景観を形成する

- ・ ウガンジュ（拝所）やムラガー（共同井戸）、スージグァー、老木など住宅市街地の地域資源を活かす
- ・ 壁面後退や生垣などにより、宅地内の日だまりとゆとりを確保する
- ・ 車庫、駐車場等については、緑化等により目立たないよう工夫する

③既存区画整理・開発団地地区

浦添南第一、浦添南第二など土地区画整理地区や、浦添ニュータウン、浦西団地など開発団地で構成される地区である。

【方針-1】開発地区の暮らしに密着した地域資源を育成・創造する

【方針-2】開発地区のまとまりあるまちなみ景観を形成する

【方針-3】開発地区内の安全でうるおいある通り景観を形成する

- ・ 特徴ある地形やまとまった緑地等を活かすよう工夫する
- ・ 遊び場、たまり場などコミュニティの核となる空間を確保する
- ・ 建築物の壁面位置や高さ、素材などを整え、まとまりとゆとりあるまちなみ景観を形成する
- ・ 歩車分離や歩車共存などを組み合わせるとともに、電線地中化や壁面後退等により通りと一体となった空間づくりに努める

④商業・業務地区

国道58号沿線や、屋富祖通り、サンパーク通りなど、本市の商業、業務機能が集積する地区である。

【方針-1】企業が主体となった、歩いて楽しい商業・業務地区のまちなみ景観を形成する

【方針-2】広告物や看板等にも配慮した商業・業務地区の景観を創出する

【方針-3】歩いて楽しい商業・業務地区の通り景観を形成する

- ・ 沿道建築物の色彩に配慮するとともに、壁面後退部や駐車場の緑化に努め、ゆとりと気品ある沿道景観を形成する
- ・ 安全性や美観に配慮するとともに、乱雑なイメージとならないよう、節度ある広告、サインの定着に努める
- ・ ショーウィンドーやシャッターのデザイン等に工夫し、回遊性や界限性、にぎわいのある歩いて楽しい通りの景観を形成する

⑤工業・流通地区

西洲商業団地や牧港の工場集積地などで構成される地区である。

【方針-1】企業が主体となった、緑豊かな工業・流通地区の景観を創出する

【方針-2】海や空からの視点にも配慮したウォーターフロントの景観を創出する

【方針-3】 うるおいある工業・流通地区の通り景観を形成する

- ・ 建造物及び屋外広告物については、周辺景観となじむよう配置や規模、高さ、色彩等に配慮する
- ・ 屋外での物品等の集積・貯蔵は道路からできる限り離したり、見えないように工夫する
- ・ 周辺の環境に適した樹種を選定し、通りと海岸線、基地境界を緑化する

⑥跡地利用・新規開発地区

牧港補給地区跡地や、今後公有水面埋立事業が予定される屋富祖、城間地先の自然海域を含む地区である。

【方針-1】 地区内にある大切な地域資源を見だし、保全・回復・活用する

【方針-2】 周辺の既存まちなみ景観やウォーターフロント景観にも十分配慮した計画を立案し実施する

【方針-3】 当面は、未利用または既利用中の地区境界部を緑化・修景する

- ・ 計画の段階からデザイン、実施、管理に至るまで協働の景観まちづくりを実践する
- ・ 地域の自然、地形、眺望点、緑地、歴史文化資源等土地の記憶を残すよう計画段階から考慮する
- ・ 周辺の環境に適した樹種を選定し、基地境界の緑化に努める

⑦市街化調整区域地区

【方針-1】 地区内の地形と緑地、水辺を保全する

【方針-2】 周辺景観と調和した農地利用や墓園利用等を誘導する

【方針-3】 基地周辺の一部の地区では一体的な利用のあり方を検討する

- ・ 斜面緑地や河川沿いの緑地等の保全・回復に努める
- ・ 農地の風景に調和するよう建造物の配置、規模、色彩等に配慮する
- ・ 墓園や修理工場等、住居用以外の建造物は積極的に緑化を図り、修景に努める

（４）景観地区・重点地区等

①仲間重点地区

仲間重点地区は、浦添のなかの浦添（ドゥームラ）とも称され、浦添グスクをクサティ森として本市行政・文化の中心として発展した経緯があり、浦添市景観まちづくり条例に基づく重点地区として、瓦屋根や石垣などの維持保全、御嶽や拝所の整備などにより良好な景観形成を図る。また、今後は、住民との合意形成を図り、景観地区指定に努める。

②景観地区指定候補地区

浦添市景観まちづくり計画を戦略的に推進していくためには、各自治会のまちづくり活動等の機運や今後の景観変容をもたらす事業等が予定されている地区について、先導的に推進していくことが重要となる。よって、次の地区においては、重点地区や景観地区の指定に向けた検討を行う。

【浦添グスク周辺エリア】 …… 茶山地区、沖縄都市モノレール沿線地区、当山地区

【西海岸及び港川周辺エリア】 … 都市機能用地地区、カーミージー周辺地区、城間港川地区

【シンボルロードエリア】 …… シンボルロード地区

（５）景観重要公共施設*

主要な社会基盤等として地域の風景の中で親しまれているシンボルロードや河川・都市公園・海岸・港湾等について、公共施設管理者と協議し同意を得た上で景観重要公共施設に指定する。

その中で当面整備計画のある浦添西原線及び西海岸道路、臨港道路浦添線については、管理者と協議の上、景観重要公共施設としての指定を目指し、沿道等を含め良好な景観形成に努める。

①浦添西原線

浦添西原線に関しては、本市のシンボルロードとして道路拡幅や無電柱化、ポケットパーク等の整備を促進し、一体性のある道路空間を確保するとともに、本市の都市軸としてふさわしい風格のある道路景観や沿道景観の形成に努める。

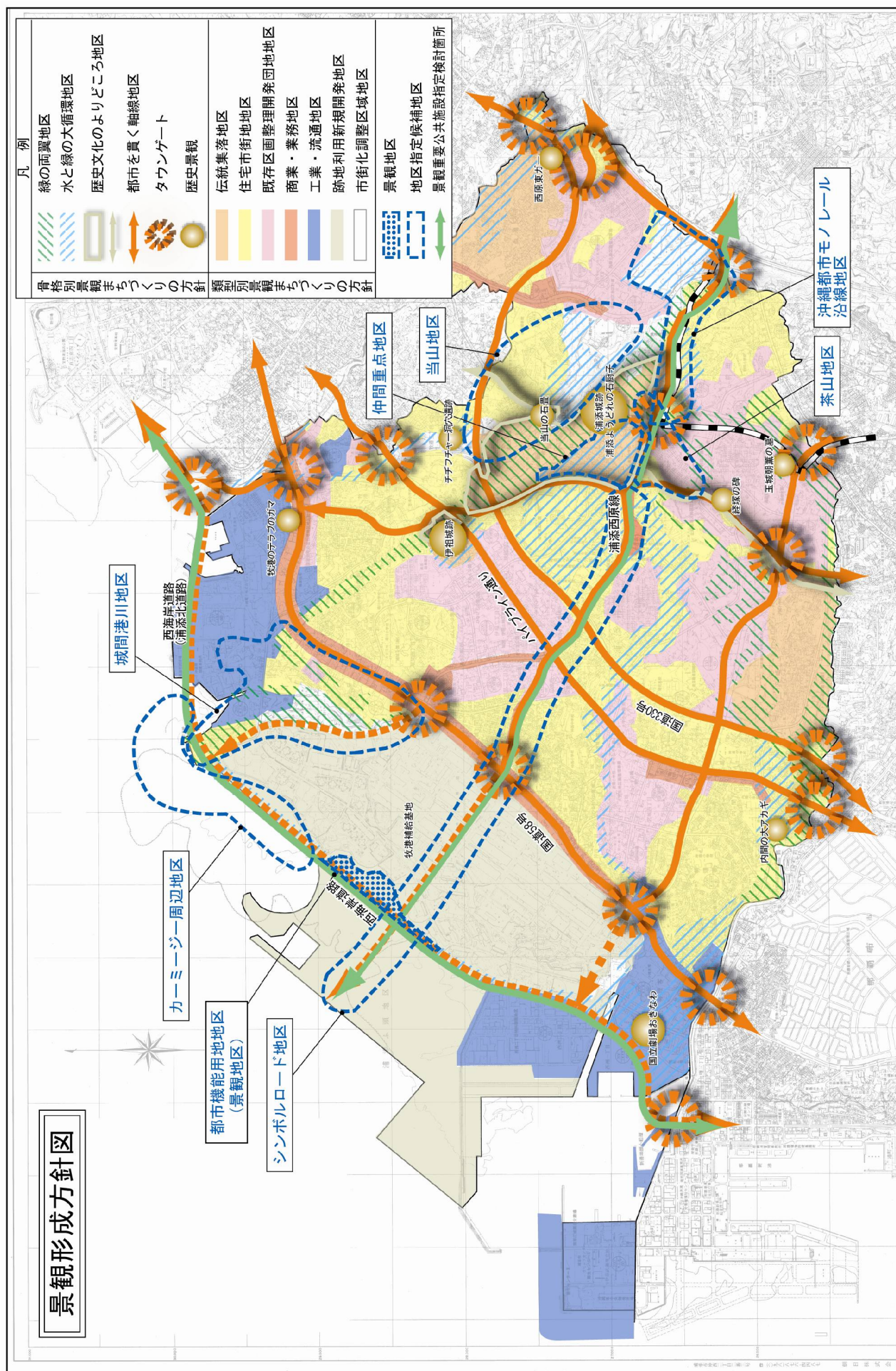
②西海岸道路

西海岸道路に関しては、広域的な主要幹線道路であり本市の骨格的道路網として相応しい道路空間の形成を促進する。特に浦添北道路については、大規模な橋梁部が発生することから海への眺望の確保と周辺海浜景観に配慮した整備に努める。

③臨港道路浦添線

臨港道路浦添線に関しては、本市の幹線道路として相応しい道路整備や無電柱化等の整備を促進するとともに、海への眺望を活かした、潤いを感じさせる道路景観や沿道景観の形成に努める。

* 景観重要公共施設…道路、河川、港湾、都市公園等、地域の景観を構成する主要な要素である公共施設について、景観行政団体が景観計画に景観重要公共施設として位置付けし、その整備に関する事項や占用等の許可の基準を定め、良好な景観形成を図る制度である。



7. 防災まちづくりに関する方針

浦添市地域防災計画（平成22年9月修正）に基づき、基本方針を設定する。また、防災まちづくりに関しては、平成23年の東日本大震災を経て、国および沖縄県において防災計画の見直しが進められているところであり、これら上位関連計画の動向を踏まえ、適宜方針の見直しを図るものとする。

■基本方針

防災まちづくりとは、「防災」という視点から、物理的環境の整備・計画等のハード面だけでなく、防災知識の普及・啓発活動、災害防止・対応のための行政の体制づくり等のソフト面を充実させ、災害に対して安全な都市空間を実現しようというものである。

都市計画マスタープランにおいては、道路の拡幅整備や、オープンスペースの計画・整備等の市街地整備の面から防災性の向上を目指し、安全で快適な災害に強い街づくりを推進していく。

（１）市街地の防災性の向上

狭隘道路の解消や、民間住宅に関しては、耐震化や不燃化についての助成などにより適切な更新を促進するとともに、防火地域や準防火地域の指定を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進し、市街地の防災性の向上を図る。

（２）公共施設の耐震化及び不燃化の推進

公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等により、耐風、耐震、耐火対策を推進する。特に、体育館等災害時の避難所となる公共施設については、耐風対策や耐震補強工事などを優先的に行うものとする。

また、戦後整備が進められてきた上下水道などインフラなどについても、老朽化対策等適正な維持管理を図るとともに、耐震化を推進する。

（３）避難場所の確保と防災機能の充実

公立学校や公園、主要な交通結節点等については、避難場所の指定を行うとともに、防災用施設の整備や、案内版の設置などを行う。

また、（仮称）浦西駅周辺においては、前田・西原地区における土地区画整理事業と連携し、災害時の物資や医療提供など災害復旧活動の場となる防災拠点の形成を図る。

（４）避難経路の確保

道路拡幅等により、災害時における避難経路の確保を図るとともに、緊急車両、救急車両の通行を確保する緊急輸送道路ネットワークを形成する。

（５）津波・高潮対策

西海岸一帯については、津波避難ビル*の指定や整備を図るとともに、西海岸開発等の進捗をみながら、津波など災害発生時の防災や減災*のあり方について検討を行う。

（６）土砂災害等への対策

斜面緑地等については、地域制緑地*の指定等により保全を図るとともに、沖縄県との連携により地すべり防止・土砂災害等への対策事業を促進する。また、危険区域や周辺における開発行為等については、安全面等の情報提供を行う。

（７）災害に備える体制づくり

災害に関する情報提供を積極的に行うとともに、地域コミュニティによる防災訓練を支援するなど、災害時の避難体制や連絡体制の確立を図る。

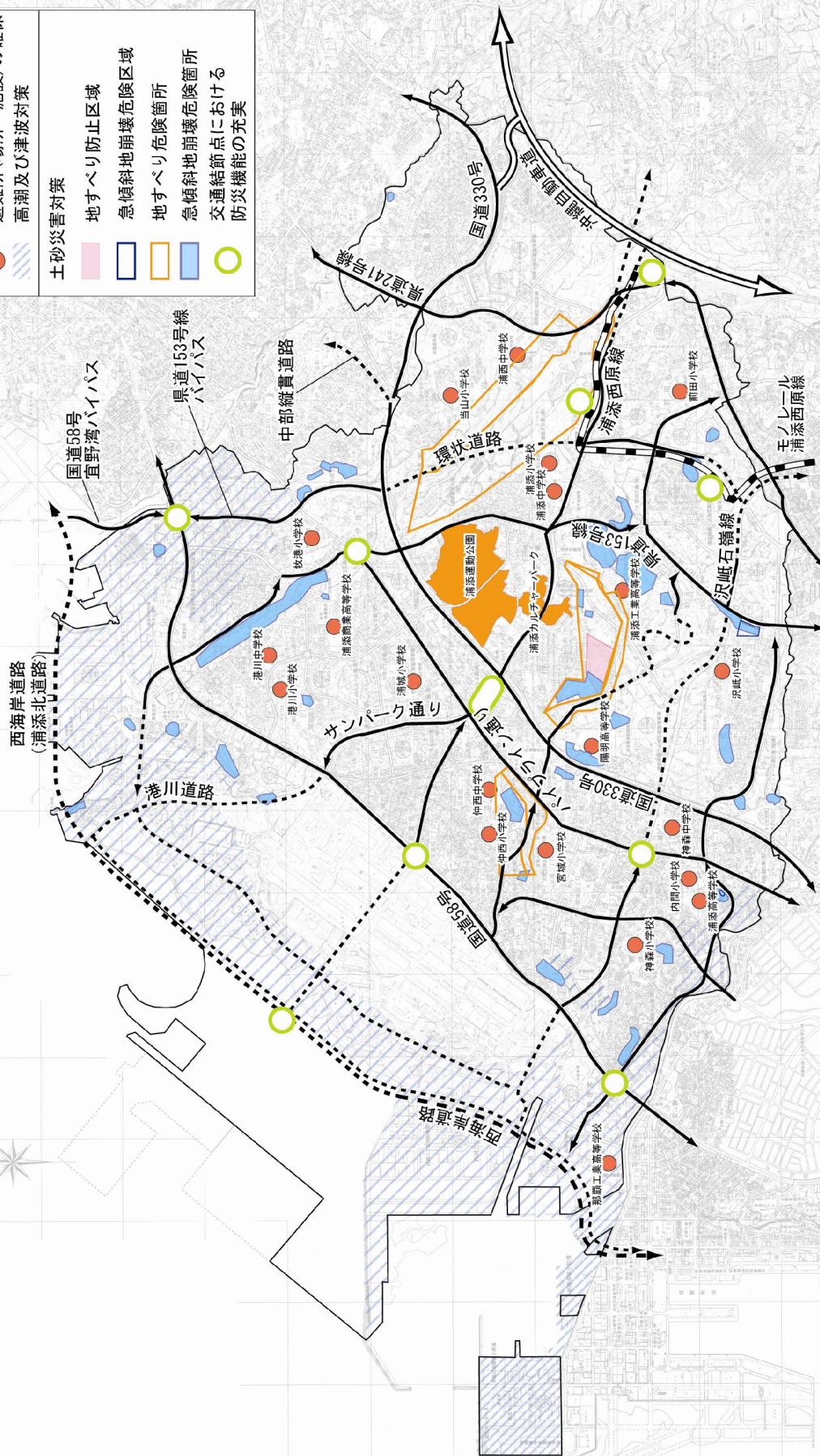
*津波避難ビル…住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を利用するもの。

*減災…災害に対する備えとして、「被害を出さない」ことを目指すのではなく、「災害による被害をできるだけ小さいものとどめる」ことを目指す考え方。また、そのための一連の取り組み。地震や津波などの自然災害は避けることが難しく、被害をゼロに抑えることも非常に困難であるが、被害を少しでも減らすことは可能であり、今からでも取り組みことができる、という発想に基づいている。

*地域制緑地…緑地には、都市公園等に該当する営造物である緑地を意味する狭義の緑地と、都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面等のオープンスペースまで含める広義の緑地がある。広義の緑地のうち、風致地区、生産緑地地区など一定の地域を指定して定められるものを地域制緑地という。

防災まちづくり方針図

凡	例
広域避難場所の確保	避難所(場所・施設)の確保
高潮及び津波対策	
土砂災害対策	
地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所
急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所
交通結節点における防災機能の充実	



8. 福祉のまちづくりに関する方針

■基本方針

全ての人が自分らしく地域の中で暮らしていくことは、当然の人権である。このノーマライゼーションの理念は、生活環境づくりにおいて非常に重要であり、まちづくりにおいても当然反映すべき理念である。

我が国の福祉のまちづくりは、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が施行（平成15年に改正）されたのをはじめとして、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行され、本県においても平成10年「沖縄県福祉のまちづくり条例」が施行された。

本市では第4次浦添市総合計画の目標像のひとつである「ともに支えあう健康福祉都市」の実現に向けて、子供、高齢者、障がい者を含め、誰もが安心して不自由なく社会参加できるなど環境づくりが求められる。都市計画分野においては、全ての人々が利用しやすい施設の整備、誰もが自由に利用できる公共交通網の整備、少子高齢化に対応した住環境の確保、コミュニティの形成などを推進していく。

（１）公共公益施設におけるバリアフリー*化促進

不特定多数の人々が利用する公共施設及び公共性の高い施設は、建築物のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン*の導入を促進する。

（２）安心で快適な歩行者空間の確保

歩道の拡幅やバリアフリー化、緑陰の整備などを推進するとともに、各施設へのアプローチ等を考慮しながら、安心で快適な質の高い歩行者空間の確保を図る。

（３）誰もが移動しやすい交通環境の確保

既存のバス網の充実やコミュニティバスの導入検討、新たに整備される沖縄都市モノレールを中心としたネットワークの確立など、誰もが自由に利用できる交通環境を確立する。

（４）少子高齢化に対応した住環境の確保

高齢者対応住宅や、子育て世帯に適した住宅の確保を図るとともに、福祉部門等と連携し、保育所等の新規整備や老朽施設の改修、子育て支援の充実を図り、地域コミュニティで見守り、支えあう仕組みづくりを行う。

* バリアフリー…障害をなくすことを表し、高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に関わる障害等を取り除いていくこと

* ユニバーサルデザイン…障がいのある人や高齢者のために特別の対策を行うのではなく、まちづくりやもののづくりの最初の段階から「誰にでも使いやすい」ように計画・設計すること。

（５）地域コミュニティの再構築

都市計画分野においては、地域活動の場の整備や、地域の特色ある景観まちづくりの推進を通して、地域に対する愛着や誇りを醸成することにより、近年希薄になりつつある地域コミュニティの再構築を図る。

（６）福祉施設の充実と利活用促進

既存の福祉施設については、相談窓口や情報提供機能、レクリエーション機能が確保されており、施設の利活用促進を図るとともに、今後の高齢化の進行などに伴う社会情勢の変化に応じて適正な配置や整備を行う。

9. その他のまちづくりに関する方針

（１）公営住宅の長寿命化の促進

本市の３市営住宅については、今後の人口動向を踏まえ、高齢者や障がい者、生活困窮者などへのセーフティネットとしての機能充実に図るとともに、適正な維持管理により施設の長寿命化を促進する。また、今後の住宅需要や耐震性能等を勘案しながら、必要に応じて適正な更新を図る。

（２）墓地の規制・誘導と公営墓地の整備検討

浦添市は大半が市街地化されており、無秩序な墓地の立地は住環境を阻害し、今後の都市計画に支障をきたす恐れがある。墓地の乱立を防ぎ住環境の保全及び都市計画の推進を図るため、墓地の規制・誘導を行う必要がある。

よって、浦添市墓地基本計画に基づき、土地区画整理地区や浦添グスク周辺などに個人墓地の立地規制を図る個人墓地禁止区域の設定を行う。将来的には個人墓地禁止区域の拡大を図るため、市民の墓地需要に対応した公営墓地の整備について検討する。

（３）循環型社会の構築

本市は、平成4年度の資源ごみ回収、平成7年度のごみ処理の有料化、平成11年のリサイクルプラザの稼働などにより、ごみの減量化・資源化に努めている。市民生活や企業等の社会経済活動における3R運動を徹底するなど、循環型社会の構築を目指す。

（４）生活関連施設の充実

本市は、蔵書の充実した図書館や魅力ある展示物を揃えた美術館、浦添・伊祖の城跡公園等の歴史・文化施設、スポーツ・レクリエーション施設が充実した浦添運動公園等の都市施設の他に浦添総合病院や牧港中央病院、各福祉センター等の医療・福祉施設が充実しつつある都市である。

市民が日常生活をより豊かに安全に快適に過ごせるよう、これら生活関連施設の一層の充実を図るとともに、協働のまちづくりの実現に向けて、必要に応じて地域住民の活動の場の確保を図る。

また、地域における防犯灯や、道路照明等については、必要に応じて整備を図るものとする。

（５）地域資源の適正な維持管理と利活用促進

近年、地域の愛着や誇りの醸成の観点から、地域の資源を活かした個性あるまちづくりは重要であり、地域住民によって大切に守られてきた拝所や地域ゆかりの場所などについては、景観まちづくりや文化財など関係部局と連携を図り、必要に応じて情報版や案内版の整備を行う。

